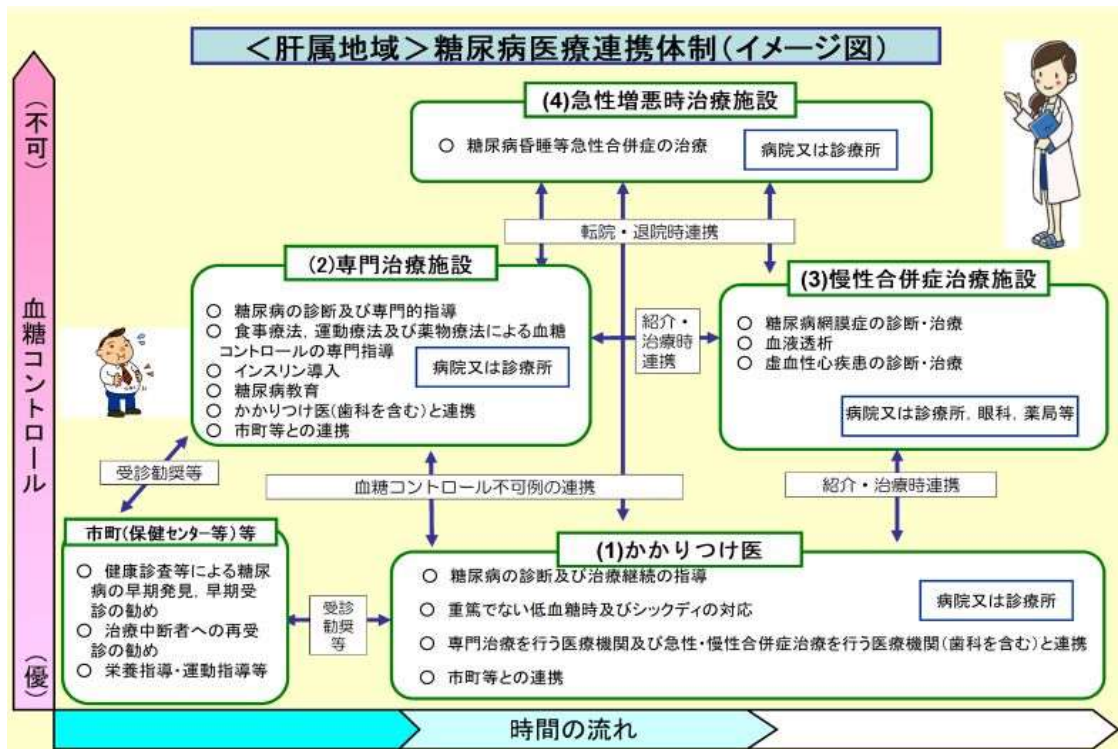


糖尿病の医療連携体制図



[大隅地域振興局作成]

糖尿病の医療機能基準

かかりつけ医

- ・ 糖尿病の診断及び治療継続の指導ができる。
- ・ 重篤でない低血糖時及びシックデイの対応ができる。
- ・ 専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関（歯科を含む）と連携が可能である。
- ・ 市町（保健センター等）等と連携ができる。

専門治療施設

- ・ 糖尿病の診断及び専門的指導ができる。
- ・ 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールの専門指導が実施できる。
- ・ インスリン導入が可能である。
- ・ 糖尿病教育ができる。
- ・ かかりつけ医（歯科を含む）と連携ができる。
- ・ 市町（保健センター等）等と連携ができる。

慢性合併症治療施設

- ・ (1)糖尿病網膜症の診断・治療が可能である。
- ・ (2)血液透析が可能である。
- ・ (3)虚血性心疾患の診断・治療が可能である。
- ・ (上記(1)～(3)のいずれか一つでも可、医療機関一覧では、(1)を網膜症、(2)を血液透析、(3)を心疾患と表示)
- ・ 薬局において薬学的管理指導等ができる。

急性増悪時治療施設

- ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が可能である。

[大隅地域振興局作成]